

公益社団法人とは、行政庁により、その事業、財務及び運営機関等について、公益性が高いと認定された（一般）社団法人のことです。

当センターは、公益社団法人に移行したことを踏まえ、鳥取県、市町村、企業、研究機関及びNPO団体等市民団体との協働のもと、人権に関する調査・研究、研修等『人権を尊重する心や態度が日常生活の隅々まで行き渡るような「人権文化」の社会づくり』という公益目的事業を、より一層推進してまいります。

なお、公益社団法人に移行したことにより、皆様が当センターに寄附をされる場合、国税・地方税の非課税や控除等優遇措置を受けられることとなりました。

今後とも、会員をはじめ多くの皆様のご協力・御支援をお願いいたします。

平成23年4月1日

公益社団法人 鳥取県人権文化センター